

一般社団法人 Japan Endovascular Treatment Conference 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Japan Endovascular Treatment Conference と称する。
なお略称は (JET) とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、福岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、末梢血管治療に対する治療技術の交流と研究・開発・教育の発表の場とし、広く同技術の普及を計るための基礎的な問題を討論し、会員の技術の向上の場とすることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、末梢血管治療技術の向上と研究の推進
- 2、学術研究集会の開催
- 3、ライブデモンストレーションの開催
- 4、関係学術団体との連絡及び協力
- 5、その他、当法人の目的を達成するため必要とされる事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した医師又は医学研究者
- (2) コメディカル会員 当法人の事業を賛助するため入会したコメディカル（看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学士・薬剤師・栄養士・理学療法士・運動療法士・健康運動指導士・事務職員・クリニカルコーディネーター等）
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会者は、理事会の承認があったときから、正会員、コメディカル会員、又は賛助会員としての権利及び義務を有する。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 コメディカル会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定めるところにより、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議（以下、「特別決議」という。）によりその社員を除名することができる。

(1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して 3 年以上されなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第 14 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 16 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 17 条 社員総会は、一般法人法に規定する事項並びに次の各号を含むこの定款に定める事

項に限り決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員（理事及び監事）の選任及び解任
- (4) 役員（理事及び監事）の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 一般法人法第37条の定めるところにより、総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

（議長）

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。

（決議）

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員総会の特別決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

3 監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名をしなければならない。

第4章 理事及び監事

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(理事及び監事の資格)

第26条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の中から、理事会の決議によって定める。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定

める順序に従い、他の理事が代表理事の職務を代理し、またはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠または増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。但し、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足

らないときは、前項の規定によるものとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議によらなければならない。

(報酬等)

第32条 理事又は監事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

(責任の一部免除)

第34条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、代表理事が招集し、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印若しくは電子署名をしなければならない。

第6章 学術集会及び委員会

(学術集会)

第44条 当法人は、毎年学術集会を開催する。

2 学術集会の運営は、理事会がこれを学術集会会長に委託する。

3 前項によるもののほか、あらかじめ理事会の決議を経たときは、地方学術集会、学術研究会議を開催することができる。

4 学術集会の規定は、別に定める。

(委員会)

第45条 当法人には、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の規定は、別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経てするものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決議を経て行う。

第8章 計 算

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、次の第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て定時社員総会に報告しなければならない。なお、計算書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(備付け帳簿及び書類)

第53条 当法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 登記に関する書類
- (5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画及び収支予算書、決算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会の特別決議により変更することができる。

(事業の譲渡)

第55条 当法人は、社員総会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第57条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、当法人の主たる事務所に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。